

首長と国会議員の兼職に関する指定都市市長会の提案

現在、国が進める地域主権改革については義務付け・枠付けの見直しなど一定の進展が見られた分野もあるものの、国の出先機関改革などについては足踏みが続いている、改革は十分とは言えない状況である。

この改革の一環として、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案及び実施について、地方の意見を国政に反映させる一つの仕組みとして、「国と地方の協議の場」が法制化された。

今後は、この協議の場を的確に運営していくとともに、眞の分権型社会を実現するために、地域の実情を国政に確実に反映することができる仕組みづくりを更に進める必要がある。

指定都市市長会では、その一つの方策として、環境等が異なる全国の様々な地域において、国民に身近な場で責任を持って自治体運営を行っている地方自治体の首長が、国民の代表たる国会議員となり、国会での議決権等を持つことの有効性について、二院制における参議院のあり方を含めた国会制度改革も視野に入れながら、議論を重ねてきたところである。

以上のことから、次のとおり提案する。

地方の声を国政に反映する仕組みの一つとして、地方自治体の首長と国会議員の兼職が可能な仕組みについて、二院制における参議院のあり方を含めた国会制度改革も視野に入れながら、具体的な検討を進めること

平成24年11月5日
指 定 都 市 市 長 会